

グループホーム ひかり天神橋

指定認知症対応型共同生活介護運営規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社日光ハウジングが設置運営（グループホームひかり天神橋、以下、本事業所という）する指定認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所が実施する事業は、認知症病状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症病状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳のある自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の日常生活場面での世話や機能訓練の介助その他必要な援助を行うものである。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業に当たっては、事業所所在地の市町村、バックアップ施設の介護老人福祉施設や老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前第2項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日 厚生労働省令第34号）、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 グループホーム ひかり天神橋

(2) 所在地 大阪府大阪市北区長柄西2丁目12-19

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名(常勤)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 3名(管理者兼任の場合あり)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することと、ともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 法令基準以上(職員数は別紙1記載)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、27名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

② 日常生活上の世話

③ 日常生活の中での機能訓練

④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及び、そのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明及び交付し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

① 家賃 40,000円 42,000円 65,000円(27室)/月

② 食材費 44,445円/月(税抜)・48,000円/月(8%税込)

(1日)朝食:200円・昼食:590円・夕食:590円・おやつ:105円(税別)

③ 水道光熱費 15,300円/月

④ 管理費 7,000円/月

⑤ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用 実費

⑥ 敷金 160,000円 168,000円

⑦ 介護保険自己負担
基本料金

介護度	単位	大阪市 単価	全 体	1 割	2 割	3 割	備 考
要支援 2	749	10.72 円	8,030 円	803 円	1,606 円	2,409 円	1 日につ き
要介護 1	753		8,073 円	808 円	1,615 円	2,422 円	
要介護 2	788		8,448 円	845 円	1,690 円	2,535 円	
要介護 3	812		8,705 円	871 円	1,741 円	2,612 円	
要介護 4	828		8,877 円	888 円	1,776 円	2,664 円	
要介護 5	845		9,059 円	906 円	1,812 円	2,718 円	
夜間支援加算 I	50		536 円	54 円	108 円	161 円	
夜間支援加算 II	25		268 円	27 円	54 円	81 円	
若年性認知症受入加算	120		1,287 円	129 円	258 円	387 円	
入院時費用	246		2,638 円	264 円	528 円	792 円	月 6 日程 度
看取加算 死亡日以前 31 日~45 日以下	72		772 円	78 円	155 円	232 円	1 日につ き
看取加算 死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144		1,544 円	155 円	309 円	464 円	
看取加算 死亡日以前 2 日 又は 3 日	680		7,290 円	729 円	1,458 円	2,187 円	
看取加算 死亡日	1280		13,722 円	1,373 円	2,745 円	4,117 円	
初期加算	30		322 円	33 円	65 円	97 円	
医療連携加算 I (イ)	57		612 円	62 円	123 円	184 円	
医療連携加算 I (ロ)	47		504 円	51 円	101 円	152 円	
医療連携加算 I (ハ)	37		397 円	40 円	80 円	120 円	
退去時情報提供加算	250		2,680 円	268 円	536 円	804 円	1 回限り
退居時相談援助加算	400		4,288 円	429 円	858 円	1,287 円	
認知症ケア加算 I	3		33 円	4 円	7 円	10 円	1 日につ き
認知症ケア加算 II	4		43 円	5 円	9 円	13 円	
認知症チームケア推進加算 (I)	150		1,608 円	161 円	322 円	483 円	1 月につ き

認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	120	1,287 円	129 円	258 円	387 円	
生活向上連携加算(Ⅰ)	100	1,072 円	108 円	215 円	322 円	
生活向上連携加算(Ⅱ)	200	2,144 円	215 円	429 円	644 円	
口腔衛生管理体制加算	30	322 円	33 円	65 円	97 円	
科学的介護推進体制加算	40	429 円	43 円	86 円	129 円	
高齢者施設等感染対策向上 加算(Ⅰ)	10	108 円	11 円	22 円	33 円	
高齢者施設等感染対策向上 加算(Ⅱ)	5	54 円	6 円	11 円	17 円	
協力医療連携加算	100	1,072 円	108 円	215 円	322 円	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100	1,072 円	108 円	215 円	322 円	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10	108 円	11 円	22 円	33 円	
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ)	20	215 円	22 円	43 円	65 円	1 回につ き
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ)	5	54 円	6 円	11 円	17 円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22	236 円	24 円	48 円	71 円	1 日につ き
サービス提供体制強化加算 Ⅱ	18	193 円	20 円	39 円	58 円	
サービス提供体制強化加算 Ⅲ	6	65 円	7 円	13 円	20 円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位所定数の 186/1000 加算					1 月につ き
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	単位所定数の 178/1000 加算					
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	単位所定数の 155/1000 加算					
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	単位所定数の 125/1000 加算					
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	単位所定数の 66～163/1000 加算					
	処遇改善加算(Ⅴ)の加算率は改定前(令和6年 6月改定)の介護職員処遇改善加算、介護職員等 特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支 援加算の組み合わせにより 14 種類(令和7年3月 31日まで)					

* 令和4年4月現在 大阪市1単位＝10,72円(2級地)

2 月の中途における入居または退去については、日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替によって指定期日に受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援 2・要介護であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 要支援 2・要介護の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 本運営規程及び利用契約書並びに重要事項説明書を承諾いただけること

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び、家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

4 (契約終了) 利用者が病気の治療等その他のため居室を 1 ヶ月以上空室にされた場合。ただし、利用者が 1 ヶ月以上グループホームを離れる場合でも、利用者又は利用者代理人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができる。利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき。また正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 3 ヶ月分滞納したとき。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または、家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置(秘密保持すべき旨に従事者と雇用時、書面にてもらう)を講ずる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村へ速やかに報告し、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

- 3 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。又、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保険所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または、協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害・事故対策)

第 16 条 非常災害もしくは事故が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害、事故発生時には避難等必要な指揮をとる。

- 2 非常災害、事故に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(年 2 回)

(情報公開)

第 17 条 本事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 3 4 号)に基づき本事業所玄関前に文書により掲示し公開する。

- 2 前項に定める内容は、省令基準通知により定める事項及び当事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族(過去に利用者であったもの及びその家族を含む。)プライバシー(個人識別しうる情報を含む)にかかる内容は、これに該当しない。

(身体的拘束等の禁止)

第 18 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。

- 2 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載する。

(虐待防止について)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所はサービス提供中に当該事務所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携について）

第20条 事業者が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 事業所は、運営推進会議の運営については、おおむね2ヶ月に1回以上開催し、記録は2年間（大阪市条例5年間）保存しなければならない。

- 3 事業所は、地域の住民やボランティア団体等と連携及び協力し、地域との交流を行うものとする。

（その他運営についての重要事項）

第21条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。（条例により5年間保持）

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、運営法人与管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（別紙1）

介護職員数（令和 年 月 日現在）

常勤職員 ： 名

非常勤職員 ： 名